

論 文

美作地域における障害者就労支援サービスの創出 —就労継続支援事業で行う"買い物支援"—

Promotion of employment arrangement services for people with disabilities in the Mimasaka Area: Shopping support in the support programs for continuous employment.

薬師寺明子、大橋瑛美¹⁾、落 裕嗣²⁾、小松和真³⁾、森田麻琴⁴⁾

キーワード：障害者就労支援・就労継続支援 B 型事業・買い物弱者・移動スーパー・配食サービス・見守り支援

1. 研究背景と目的

1-1. 背景と目的

障害のある人の働く場には、一般就労と福祉的就労がある。福祉的就労には、障害者総合支援法の訓練等給付の就労継続支援 A 型事業と就労継続支援 B 型事業がある。2006 年、障害者自立支援法の施行後、岡山県では就労継続支援 A 型事業所は増加した。しかし、美作地域では、A 型事業所は増加せず、就労を希望している人や、特別支援学校を卒業した人たちの働く場が少ないのが現状である。

研究対象地域である美作地域は、買い物に困難をきたしている「買い物弱者」と呼ばれる人が近年増加している。美作地域の東側に位置する美作市は市の中心部に商店が片寄り、地域の中でも格差が生じている。公共交通機関も少なく、自動車の運転ができない市民にとっては不便な状況になっている。このような課題を持った地域が、美作地域には多くある。今後も高齢化は進行し、買い物弱者は増加すると考えられる。また、高齢者の単独世帯や高齢夫婦のみの世帯も増加しており、地域内での見守りや安否確認が必要となっている。

そこで、本研究では、美作地域の障害者就労や福祉事業、また地域特性等の現状を把握し、美作地域として考えられる障害者の福祉的就労の創出方法を検討す

る。そして、福祉的就労の活動内容として、移動スーパーを提案し、買い物弱者や高齢者が住みやすいまちづくりの一助となるものを提案したい。

1-2. 美作地域の概要^{[1][2][3]}

- 1) 地域：津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町及び美咲町



図 1. 岡山県美作地域地図

1) 社会福祉法人横浜やまびこの里
2) 3) 社会福祉法人弘徳学園
4) 社会福祉法人一羊会

2) 人口状況

表 1. 岡山市町村別の高齢化率

| | 高齢者数 | 総人口 | 高齢化率 |
|------|--------|---------|-------|
| 津山市 | 27,756 | 105,123 | 26.6% |
| 真庭市 | 16,302 | 47,725 | 34.2% |
| 美作市 | 10,590 | 29,441 | 36.0% |
| 新庄村 | 362 | 914 | 39.7% |
| 鏡野町 | 4,660 | 13,283 | 35.1% |
| 勝央町 | 3,146 | 11,145 | 28.3% |
| 奈義町 | 1,875 | 5,982 | 31.0% |
| 西粟倉村 | 475 | 1,475 | 32.2% |
| 久米南町 | 2,027 | 5,164 | 39.3% |
| 美咲町 | 5,567 | 15,287 | 36.4% |
| 合計 | 72,742 | 235,539 | 31.0% |

(平成 24 年 10 月 1 日現在)

3) 障害者総合支援法による就労サービスの現状

就労継続支援 A 型事業所:4 か所

就労継続支援 B 型事業所:31 か所

1-3. 福祉的就労について^[4]

1) 就労継続支援 A 型 (雇用型)

雇用契約に基づいて、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行う事業のことをいう。対象者は、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の①就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者、②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者、③企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者である。就労継続支援 A 型事業は、雇用契約を結ぶため最低賃金を支払う必要あり、利用者にも高い労働力が求められる。

2) 就労継続支援 B 型事業 (非雇用型)

事業所内において、雇用契約を結ばず就労の機会や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に向けた支援を行う事業のことをいう。対象者は①通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者、②就労移行支援事業を利用したが、必要な体力や職業能力の不足等により、就労に

結びつかなかった者、③一般就労していて、年齢や体力等の理由で離職したが、生産活動を続けたい者、④施設を退所するが、50 歳に達しており就労は困難な者である。就労継続支援 B 型事業では、雇用契約を結ばないため利用者には最低賃金を保障する義務はなく、障害の重い人も利用できる。

2. 研究方法

2-1. 美作市の概要調査

美作地域の中でも特に美作市を中心に調査を行った。

1) 調査対象：美作市商工会

調査日：平成 24 年 6 月 28 日

調査方法：自由回答法によるヒアリング調査

調査内容：美作市の商店の分布について 等

2-2. 聞き取り調査

1) 調査対象：就労継続支援 A 型事業所

「ワークネットにしきまち」 代表者

調査日：平成 24 年 11 月 22 日

調査方法：自由回答法によるヒアリング調査

調査内容：事業所経営の現状について 等

2) 調査対象：株式会社サンプラザ 担当者及び利用客

調査日：平成 24 年 12 月 25 日

調査方法：[サンプラザ] 自由回答法による

ヒアリング調査

[利用客] 非参与観察

調査内容：[サンプラザ] 移動スーパーの経営について

移動スーパーへの同行等

[利用客] 利用状況について 等

3) 調査対象：マルイ イーストランド店 店長

調査日：平成 25 年 4 月 12 日

調査方法：自由回答法によるヒアリング調査

4) 調査対象：米子高島屋

調査日：平成 25 年 7 月 6 日

調査方法：[米子高島屋] 自由回答法による

ヒアリング調査

移動スーパーへの同行

[利用客] 非参与観察

調査内容：[米子高島屋] 移動スーパーの経営について
 移動スーパーへの同行等
 [利用客] 利用状況について 等

3. 調査の結果及び考察^{[1] [3] [5]}

3-1. 美作市概要

- 1) 人口：30,767 人
- 2) 世帯数：11,205 世帯(平成 22 年国勢調査による)
- 3) 面積：42,919 km²
- 4) 障害者数：身体障害者手帳所持者 2,107 人
 療育手帳所持者 207 人
 精神障害者保健福祉手帳所持者 60 人
 (平成 18 年 4 月 1 日現在)
- 5) 高齢化率：36.0% (平成 24 年 10 月現在)
- 6) 就労継続支援 A 型事業所数：1 か所
- 7) 就労継続支援 B 型事業所数：2 か所
- 8) 店舗数：スーパー 8 か所
 ホームセンター 4 か所
 100円ショップ・ディスカウントショップ 4 か所
 本屋・文房具 9 か所
 電気店・家電 24 か所
 家具店・雑貨店・インテリアショップ15か所
 ドラッグストア 19 か所

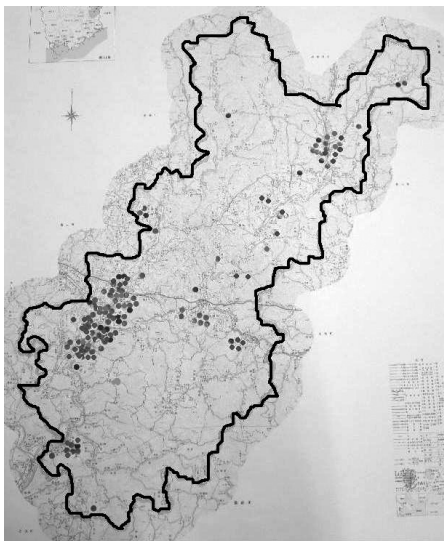


写真 1. 美作市商店分布地図

3-2. 就労継続支援A型事業所「ワークネットにしきまち」
 ワークネットにしきまちは、2010 年に設立した就労継続支援 A 型事業所である。デパート、スーパーの経営経験者が代表をしている。利用者は健康保険や、労働災害保険に加入している。

美作地域における、移動販売についての可能性について、小売業経験者としての意見をもらった。「就労継続支援 A 型事業の方が、事業加算を受けることができ、経営を行いやすい」、「マーケティングを行うようにすること」、「ルートを選定方法を考える」、「障害のある人の役割分担について検討する」、「移動販売の専門家を呼ぶ」、「過疎と認定された場所で移動販売を行うほうが良い」等とのことだった。

3-3. 株式会社サンブラザ

高知市を中心に 11 店舗のスーパーマーケットの他、ホームセンター等を展開するサンブラザは、1985 年に移動販売を始めた。マイクロバスを改装し、ハッピーライナーとネーミングした 6 台の専用車両が、佐川町、土佐市、高知市の各市町村で、日曜日を除く毎日所定のコースを巡回している。曜日ごとに設定されたコースは、自動車の行き違いが厳しい農道、山道を巡り、愛媛県境に達する中山間地域の集落を細かくフォローしている。過疎化の進む山間部や福祉施設等へ商品と共に幸せを運ぶことを社会貢献としてとらえ、その継続に力を注いでいる。ハッピーライナーが出発する事務所のある土佐市では晴天でも、訪れる場所によっては大雪になることもあるが、基本的に休業しない。各車両に 1 名の「キャプテン」と呼ばれる担当スタッフが決められており、発注、仕入れ、陳列、運転、管理、販売、接客、精算と関係する仕事のほとんどを一人で担っている。

販売地点の選択は、地元の商店がある場所ではできるだけ避け買物をするのが不便な山村部や農村部の各集落を中心に行っている。最近では病院や学校の寮、老人ホーム等の施設が加わり、また、町中でも歩いていける範囲に量販店、商店が無い地域の高齢者世帯から移動販売を望む声が高まりつつある。

ハッピーライナーで販売されている商品は、当日店

頭に陳列する前の商品を朝の8時から積み込む。サンプラザの各店で販売されている商品と、全く同じ鮮度、品質であり同じ値段で販売されている。品揃えは、肉類、魚、果物、野菜等の生鮮食品をはじめ、米や調味料、パン、お菓子、飲料水、洗剤、電池、石けん、ペットの餌等、量は少ないものの種類は豊富に揃えている。また、その日のコースにより品揃えも変更しており、各地域の利用者のニーズに合わせた品揃えとなっている。

ハッピーライナーが来るのを楽しみに待っている利用客がいるため、キャプテンは体調が少々悪くても休むわけにはいかないのが現状である。キャプテンは体調管理に細心の注意を払う必要があるとのことだった。また、時間が決まっているため予定通りに移動することが大変で、渋滞や利用客が多いと、時間がかかり次の場所の利用客を待たせてしまうこともある。人件費の面からも、人員を移動販売に多く配置することは難しく、商品の積み下ろしから接客、レジ打ち等、全てをキャプテン1人で行わなければならない。時間を守りながら安全運転で山奥の細い道まで入っていく等、苦労することも多いとのことだった。

調査結果として、「客が何を望んでいるのか調査しておく」、「季節に応じた商品を揃える」、「売れ残った商品の処理について検討が必要」、「地域住民の安否確認や御用聞きも行っている」、「利益を上げることが難しく、経営が厳しい」、「燃料費や車体の維持費等は助成金を充てている」等とのことだった。サンプラザは、一時期事業継続の危機にあった移動販売事業を行政の補助によって継続させている。主な補助金の内容としては、移動販売車を購入する際に、国の補正予算である、「地域活性化経済危機対策交付金」を利用して行う、「高知県中山間地域安心安全サポート事業」を活用し、行政から移動販売車6台分の購入費用7,200万円のうち、4,685万円の補助を受けている。

移動スーパーへの同行調査を行った。各販売場所で客がハッピーライナーの到着を待っており、地域で定着し、親しまれていることが分かった。高齢の利用客が多く、足腰が不自由で家から出るのも困難な人に対

しては、キャプテンが直接家に出向き、御用聞きも行っていた。



写真2. ハッピーライナーの様子1



写真3. ハッピーライナーの様子2

3-4. 米子高島屋

米子高島屋は1919年創業された。現在の米子市周辺の中山間地域は、スーパー等が少なく、自動車の運転ができない人たちは買い物に不便な状態であり、地域の住民からは移動販売の要望の声がある。

米子高島屋でも南部町を対象に平成25年度から地域貢献を目的として移動販売を開始した。現在、トラッ

クを改装し、ローズちゃん号とネーミングした1台の専用車両で移動販売を行っている。先述した、株式会社サンプラザが移動販売車1台に付きキャプテンと呼ばれるスタッフが1人配置されるのに対して、1台に付き運転手兼販売員が2人乗車している。荷物の積み込みも米子高島屋の各部署の担当者も協力している。米子高島屋の移動販売では、経営面よりも、今まで米子高島屋を利用していたが、高齢等の理由により、買い物に行くことが難しくなった利用客にも、「デパートで買い物している気分を味わってほしい」という想いが重視されている。そのため改装した専用車両には、デパートで作られた惣菜や高島屋オリジナルの商品、さらには衣服も数着だが販売している。価格の設定も米子高島屋のチラシの値段と同額である。

主な調査結果は、「南部町からの要請もあり移動販売を開始した」、「地域との見守り協定を結び、地域住民の安否確認を行っている」、「まだ事業を始めたばかりでルートを選定方法を検討している」「移動販売だけで収益を上げることが難しい」等とのことだった。事業を始めたばかりということもあり、利用客の数は少なかった。顧客数を増やし地域に根付いたものにする為には、曜日や時間、さらには販売ルートを決める必要があることが分かった。

また、今回移動販売に同行した際の、住民への聞き取り調査で「車で近くのスーパーまで行く」、「足を怪我した時や店まで買いに行くのが困難な時に利用する」等といった声があり、現在は移動販売への需要は低い。しかし、この地域は現在、高齢化率が約30%であり、将来的には移動販売が必要となるのではないかという意見が多くあった。

米子市周辺の地域ではそういった事情が多くあり、米子高島屋を含めたいくつかの企業が移動販売を行い、すべての地域に行きわたるよう、各販売地域を調整して、実施していた。見守り協定を含めた移動販売は他の地域からも要望があるため、米子高島屋でも事業の拡大を考えているとのことだった。



写真4. ローズちゃん号の様子1



写真5. ローズちゃん号の様子2

3-5. マルイ イーストランド店

マルイ イーストランド店は1977年に開業、ネット販売は2010年5月1日から開始された。

主な調査結果は、「真庭市、ヤマト運輸と見守り協定を結んでいる」、「ネット販売では、高齢者世帯だけではなく、妊産婦や学校等、幅広く利用している」、「高齢の利用客は、電話での注文が多く、毎日利用される人から、週に2回程度利用する人等、利用形態は様々である」等とのことだった。

4. 先行調査

4-1. 国土交通省

都市-地域レポート2008〈第1号〉都市-地域と第三次産業をめぐる現状 第4章 人口が低密度な地域の小売業-生活関連サービスの可能性^[6]

国土交通省の全国的な調査によると、日本の人口密度は全国平均が343.6人/1km²であるが、条件不利地域等を中心に、人口密度が低い地域も多く、振興山村に全域を指定された市町村においては16.6人/1km²と人口は稀薄である。人口密度50人/1km²未満の地域に住む人口が多いのは、人口1万人から5万人の市町村であり、約78万人が住んでいる。人口が稀薄な地域には、民間商店や生活に必要なサービスの進出は一般的に期待しにくい。食料品等毎日の暮らしに関わる小売業店が身近な地域からなくなったり、商品の多様性が限られる場合も少なくないと考えられる。

鳥取県の商業の状況を見ると、卸売・小売業事業数は、昭和57年調査の11,614事業所をピークに減少し続け、平成19年には7,770事業数となっている。従業員数、年間販売額も減少傾向である。鳥取県の山間地域においては、小売店が減少し、自動車を持たない高齢者が買い物に出かけられる商店は減少している。

こうした中で、鳥取県日野町の小売店「有限会社安達商事」は平成2年から、日野町及び江府町等で、J Aや生協が撤退した後の店舗を引き継ぎ、食品等の小売店を展開するとともに、商店のない集落を中心に、生鮮食品等の移動販売を行ってきた。平成20年6月現在、4台移動店舗を行っている。

安達商事の移動販売の特徴は、大手コンビニエンス・チェーンの株式会社ローソンと提携をしている所にある。提携を結ぶことで、安達商店側は、多品種少量の多様なコンビニ商品の販売が可能になった。コンビニ商品の販売は、車を運転しない高齢者からも好評を得ており、山間部の高齢者の中にも多品種少量の商品へのニーズがあることが実証された。

また、地元の卸売業者が減少しており、将来的に仕入れ先を確保するためにもローソンとの提携は必要だった。

4-2. 経済産業省

地域生活インフラを支える流通のあり方研究会報告書 ～地域社会とともに生きる流通～^[7]

2010年に経済産業省が移動販売の取り組みの全国調査をまとめた結果である。

移動販売市場の現状として、移動スーパーの販売車両台数の把握は困難であるが、現在の移動スーパー車両の稼働台数は150台～200台程度であると考えられる。ただ、景気の悪化を受け、新規事業者は低迷している。こうした状況を受けて、地域における移動スーパーの役割を評価する幾つかの地方自治体では、車体購入や事業維持への補助等を実施する動きが起こっている。

移動販売の担い手は、小回りのきく個人事業主が圧倒的に多いと考えられる。近年は、改造した軽トラック等で移動販売する業態が主流になっている。

過疎化や高齢化の進展と共に移動販売の売上も減少しているため、地域商店や個人事業主の移動販売業からの撤退は増加傾向にあると思われる。また、世代交代も難しいため、担い手自身の高齢化は深刻であると予想される。地域によっては、地場スーパーや農業協同組合が行っている場合もある。しかし、採算の厳しさという面では同じ課題を抱えており、撤退の事例も生じている。

移動販売の課題として、「商圈居住人口の減少の中での採算性の確保」、「移動販売の運営・事業の維持には、人件費や車体購入費、ガソリン代等多大なコストが必要であるが、単に価格を下げたりサービスを拡充したりすることも困難であること」等があげられる。また、日本総合研究所のアンケートによると、移動販売車・移動スーパーを利用しない理由として、商品価格や利便性への不満が多いという結果があった。

現在、経営的に厳しい状況にあると考えられる移動販売であるが、この苦境を乗り越え、今後のビジネスとしての更なる発展と地域住民の利便性向上のためには、新鮮な商品や密なコミュニケーションといった付加価値をつけることで、現在は移動販売を利用していない類型の地域住民の需要を掘り起こし、利用してもらう努力が必要であると考えられる。また、高知県の株式会社サンプラザのように、毎回移動販売を利用していた高齢者が来店しないときに民生委員に連絡するという高齢者の安否確認に力を入れることで、行政から補助金を得た例もある。

近年、買い物に困難を覚える高齢者等が増加していることを受け、地方自治体の中には、商店街やボランティアが行う買い物サービスに対して補助金を出して支援するケースが見られ始めている。国としても、厚生労働省が「安心生活創造事業」において、人口の少ない地域 52 市町村を選定し、高齢者等の「買い物」と「見守り」を確保する取り組みを行っており、持続可能な先導的モデルを創出することを目指している。（「安心生活創造事業」は、厚生労働省が選定する「地域福祉推進市町村」が実施する一人暮らし高齢者世帯等の見守りと生活必需品等の買い物支援事業を推進するモデル事業である。全国の 58 市町村が指定された。）

このような移動販売を成功させるには、上記にあげた、着実に商品を納品できる業者、高齢化や単身世帯の増加に対応した、多品種少量の商品を安価に提供できる大手チェーン等のノウハウやネットワークは有効である。さらに地域のニーズをきめ細かく把握し、顧客の信頼を得た地元の小売業のノウハウを合わせる必要があるとのことだった。

5. 結論及び提案

4カ所での聞き取り調査や美作市を中心に行った調査、先行調査の結果から、移動スーパーを行うには、地域の現状を把握した上でのルート選定等と同時に、地域ごとのニーズに応じたサービスの提供が必要であることが明らかになった。また、移動スーパー単独での事業を行うことは燃料費や車体の維持費、人件費等の問題から利益を出すことは難しい。地域にとって移動スーパーが必要とされていることは確かだが、経営状況は困難である。先行事例を見ると上記のような状況は、美作地域に限ったことではなく、全国的な問題となっており、国や地方自治体からも補助金等の対策が打ち出されている。しかし、移動販売をはじめ、見守り、安否確認、配食サービス等の普及は進んでいない。高齢化が進む中で、地域の移動販売の担い手の問題も懸念されており、地方自治体や地域住民のみならず、民間小売業や福祉事業等が協働して、この現状に

向き合っていく必要があると考える。

そこで本研究では、障害者の雇用、日中活動の創出とともに、美作地域の課題を解決することを目的とし、障害者総合支援法の就労継続支援 B 型事業の創設、そこでの主たる活動を「移動スーパー」とし、加えて、介護予防・日常生活支援総合事業を活用し、「見守り支援・安否確認」、「配食サービス」を行う仕組みについて次のように提案する。

5-1. 就労継続支援 B 型事業の創設

サンプラザは、移動販売車 1 台あたり年間約 2,900 万の売上があり、そこから人件費や燃料費、車体の維持費等の運営費を賄うため、補助金がなければ赤字の状態である。また、就労継続支援 A 型事業も、最低賃金の保障が必要であるため、今回提案する移動スーパーでは、経営が厳しいと考えられる。このような状況を鑑み、雇用契約を結ばず、最低賃金の保障の義務がない就労継続支援 B 型事業を提案したい。一般小売業とは違い事業における人件費等の運営費は障害者総合支援法のサービス報酬で賄うことができる。そうしたことから、移動スーパー等の売り上げは障害のある人の工賃に充てることができ、障害の重い人も働くことができると考える。

また、移動スーパーを行うにあたり、就労継続支援 B 型事業所だけでは、販売する商品の仕入れや破棄等を行うことが困難なため、民間小売業と提携を結ぶことが適切な方法であると考えられる。

加えて、「介護予防・日常生活支援総合事業」から助成金を得て就労継続支援 B 型事業の活動内容としたい。

5-2. 介護予防・日常生活支援総合事業の活用

要支援者と要支援状態となるおそれのある高齢者を対象として、介護予防と日常生活への支援とを切れ目なく提供する仕組みとして「介護予防・日常生活支援総合事業」が平成 24 年に創設された。本事業は、市町村の判断により、地域支援事業において、多様な人材資源を含む社会資源の活用を図ることにより、二次予防事業対象者から要支援者になった場合や、要支援者から二次予防事業対象者になった場合にも、自立支援が途切れることのないよう、介護予防や、配食・見

守り等の生活支援サービス等を、市町村の判断・創意工夫により、総合的に提供することができる事業である。

今回の提案では、「介護予防・日常生活支援総合事業」も活用し、市町村の主体性を重視し、地域支援事業において、多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援者・二次予防事業対象者に対して、介護予防や、配食・見守り等の生活支援サービス等を行う仕組みについて提案する。

5-3. 事業内容

就労継続支援 B 型事業で行う活動内容は移動スーパー、身守り支援・安否確認、配食サービスである。活動のスケジュールの案として表 2 を提案する。

表 2. 就労継続支援 B 型事業の活動スケジュール案

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|--|---|---|---|---|---|---|
| △ 地域 | a | b | a | b | a | b |
| × 地域 | b | a | b | a | b | a |
| a：移動スーパー、見守り支援・安否確認 b：見守り支援・安否確認、配食サービス | | | | | | |

1) 移動販売

移動販売の活動スケジュールの案として表 3 を提案する。午前と午後に分けて 4 つの地区に行き中山間地域の買い物弱者を対象に移動販売を行う。移動スーパーには、移動販売車を 1 台と、貨物型の軽自動車 1 台で地域に出向く。午前中に A 地区 B 地区に行き、午後には C 地区 D 地区に行く。1 つの販売箇所につき、10～20 分程度、5 ヶ所程度の地域を回る。移動販売車で販売を行っている間、貨物型の軽自動車にも利用者と支援者が乗り、足腰が不自由な人や家から出るのも困難な人、移動販売車が入っていくことが困難な場所に住んでいる人々に対し、商品の配達や御用聞きを行う。

2) 見守り支援・安否確認と配食サービス

B 型事業所の活動内容として、介護予防・日常生活支援総合事業の「見守り支援・安否確認」ならびに

「配食サービス」を行っていく。

①見守り支援・安否確認

中山間地域で生活している高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の見守り支援・安否確認を行う。方法として利用者と支援者が 1 台の普通自動車が高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の見守り支援を行う。移動販売の時と同様に見守り・安否確認も午前と午後に分けて移動販売を行っていない地域に 1 週間に 2～3 回行う。その際に御用聞きも行う。また、地域包括支援センターや福祉事務所、民生委員等とも連携し、緊急の場合でも支援できるネットワークを構築する。

②配食サービス

高齢であるために調理が困難な人や、バランスのとれた食事を摂れていない人に、提携した民間小売業で作る栄養面に配慮した弁当を配食サービスとして見守り・安否確認と同時に提供する。

表 3. 移動販売の活動スケジュール案

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| △ 地域 | × 地域 | △ 地域 | × 地域 | △ 地域 | × 地域 |
| (午前) | (午前) | (午前) | (午前) | (午前) | (午前) |
| A 地区 | E 地区 | A 地区 | E 地区 | A 地区 | E 地区 |
| B 地区 | F 地区 | B 地区 | F 地区 | B 地区 | F 地区 |
| (午後) | (午後) | (午後) | (午後) | (午後) | (午後) |
| C 地区 | G 地区 | C 地区 | G 地区 | C 地区 | G 地区 |
| D 地区 | H 地区 | D 地区 | H 地区 | D 地区 | H 地区 |

5-4 B 型事業の経営について

B 型事業を行うにあたり必要な初期投資を次のように考える。経済産業省資料によると移動販売車はバス一台約 600 万円に加えて改造費として 600 万円が必要となり、2 台で 2,400 万円となる。見守り車を含むその他の車両は一台約 100 万円とし、6 台で 600 万円必要である。

次に、B 型事業所の想定される収入として訓練等給付費から年間 2,900 万円の支給を受けることができる。そこから想定される経費として支援者の人件費や事業所の賃貸料等の事務費が約 2,500 万円必要となる。

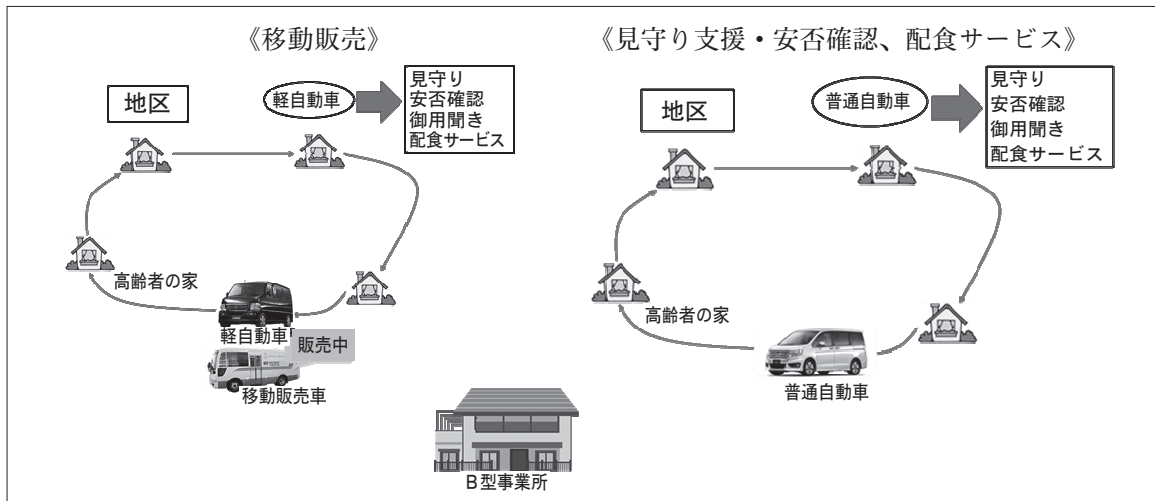


図2. 支援ネットワーク

移動販売で想定される収入は1台あたりの売り上げが平均日販高10万円、営業日を週5日すると1台の年間売上高が約2,500万円、2台で、売上高の合計は約5,000万円になる。商品の単価を差し引くと2台での純利益は年間およそ1,800万円となる。移動販売にかかる必要経費として、利用者の工賃が年間1,080万円（一人当たり3万円（月）×12カ月×30人（事業者の想定利用人数））、燃料費が250万円、光熱水費が220万円、車の維持費が500万円、合計で2,050万円となる。必要経費2,050万円は訓練等給付費と経費の差額400万円と純利益1,800万を足した2,200万円から補い年間の利益は150万円と試算できる。

※この算出は「高知県中山間地域安心安全サポート事業」の平成21年度の売り上げ実績及び高知県で移動スーパーを行っているサンプラザの聞き取り調査から導き出した。

5-5. まとめ

就労継続支援B型事業の事業内容として、移動スーパーや配食サービスを行うとともに、介護予防・日常生活支援総合事業を活用し、見守り支援、安否確認を行うことで、障害のある人が地域の中で、人々と関わりながら働くことが期待できる。本提案の実施により、障害のある人の働く場の創出と、地域における買い物

弱者や高齢者に対する支援を行うことが可能である。そして、高齢者の単独世帯や高齢夫婦のみ世帯の不安を少しでも減らし、安心した生活を送ることへの一助となる。これまでの、民間のみによる移動販売とは異なり、訓練等給付費で人件費等の事業費を賄うことができ、売り上げを利用車の工賃にあてることができる。また、民間小売業と就労継続支援B型事業が提携を結び事業を実施することは全国的にも珍しい取り組みである。このように、障害のある人への就労支援を核として買い物弱者や高齢者への支援を行うことで地域特有の課題の解決することができる。

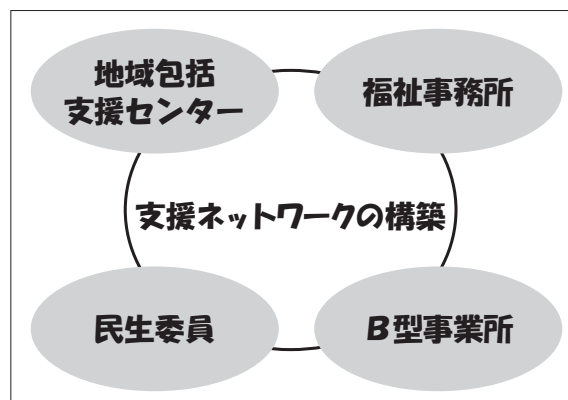


図3. 就労継続支援B型事業所の活動イメージ図

本研究は、平成 25 年 1 月、美作地域コミュニティ
ビジネスプラン・コンテスト アイディアプラン部門
で最優秀賞を受賞したものを加筆、修正したものであ
る。

《参考文献及び引用文献》

- [1] 美作市HP
- [2] 独立行政法人福祉医療機構 WAMネット HP
- [3] 岡山県HP 岡山県内市町村別の高齢化率
(平成24年10月1日現在)
- [4] 厚生労働省 HP
- [5] 美作市障がい者計画、美作市障がい福祉計画,
2012.
- [6] 国土交通省 「都市－地域レポート 2008 〈第1
号〉都市－地域と第三次産業をめぐる現状」
第4章, 2008.
- [7] 経済産業省 「地域生活インフラを支える流通の
あり方研究会報告書～地域社会とともに生きる流
通～」, 2010.